

佐世保市食育推進会議条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の規定に基づき、佐世保市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 18 条に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策実施の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 食育推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 食育推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 食育推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(意見の聴取)

第 8 条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成 8 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略